

泉区制 40 周年！いっずんぬりえコンテスト 募集要領

1 コンテストの目的

区制 40 周年の機運を高めるとともに、「いっずん」及び泉区への愛着を深め、地域の魅力を再発見し、創造力を育むことを目的とします。

2 開催期間

(1) 募集期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から 8 月 25 日（火）まで

(2) 展示期間

令和 8 年 10 月 19 日（月）頃から 11 月 12 日（木）まで（予定）

3 展示会場

泉区役所 1 階 区民ホール

4 対象

(1) 泉区在住・在学・在勤の方

(2) 泉区役所が実施するイベントで配付するぬりえの参加者

5 部門

(1) 紙のぬりえ A：小学生以下

(2) 紙のぬりえ B：一般

(3) デジタルのぬりえ A：中学生以下

(4) デジタルのぬりえ B：一般

6 募集作品

下記いずれかを選択し、作品を作成してください（複数応募可）。

フォーマットの枠内であれば、写真やイラストの挿入など、自由に加工をすることができます。

(1) 紙のぬりえ

指定フォーマットを使用し、クレヨンや色鉛筆等を使用したぬり絵作品

(2) デジタルのぬりえ

指定フォーマットおよび線画素材を使用し、PC・タブレット等を活用して作成したぬり絵作品

※デジタル機器・ソフトウェア・制作方法などの質問については、お答えしかねますので、ご了承ください。

7 賞

泉区制 40 周年実行委員会委員長賞、広報啓発部会会長賞、区長賞、入賞

8 賞品

入賞者にはぬいぐるみ等いつでもグッズを贈呈します。

※内容は予告なく変更になる場合があります。

9 審査基準

キャラクターへの愛情や泉区への思いを重視し審査します。

10 応募方法

(1) 紙のぬりえ作品

泉区役所区政推進課へ、郵送または窓口持参

ア 郵送 ※8月25日(火)消印有効

泉区和泉中央北5丁目1番1号 区政推進課広報相談係

イ 窓口持参 ※8月25日(火)17時まで

泉区役所 101 番区政推進課窓口

(2) デジタル作品

PDF や JPEG 形式にて、メール提出 ※8月25日(火)23時59分受信分まで

※データ形式は、PDF と JPEG のみとさせていただきます。

※データは5MBまでに圧縮してお送りください。圧縮が困難な場合は大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでメールでご連絡ください。

iz-kohobukai@city.yokohama.lg.jp

11 注意事項

- ・応募は1人につき最大6作品までとします
(3種類のフォーマットについて、それぞれ紙・デジタル各1作品ずつ応募可能)。
- ・複数作品をご応募いただいた場合であっても受賞は1人につき1作品のみとします。
- ・作品の応募をもって募集要領に同意したものとみなします。
- ・作品の作成及び提出に係る通信料等の費用は全て参加者の負担となります。
- ・作品は未発表のものに限ります。
- ・作品制作にあたり、生成AIの使用は禁止します。

- ・審査内容、結果の理由等については、お答えできません。あらかじめご了承ください。
- ・主催者である泉区は、応募者（作者）の許諾を要することなく、無償で無制限に使用（編集、複製、改変、翻案、転載、使用許諾などの使用行為の一切を含みます）できるものとしします。
- ・未成年の方は、保護者の同意を得たうえでご応募ください。応募された時点で、保護者の同意が得られているものとみなします。
- ・作品は原則として返却しません。
- ・作成に必要な用具の準備はご本人でお願いします。
- ・作品は、展示の他、ホームページ、各種 SNS 等の広報媒体で紹介する場合があります。
- ・作品の印刷・展示方法については主催者で決定します。
- ・応募作品は、原則として作成者本人が制作したものに限りです。第三者が制作した作品を、無断で応募することのないようにしてください。
- ・泉区在住・在学・在勤以外の方からご応募いただいた作品については、展示はさせていただきますが、賞の審査対象からは除外させていただきます。
- ・作品の取扱いには最善の注意を払いますが、万一の損傷や紛失について、主催者は一切の補償を行いません。
- ・作品中に泉区マスコットキャラクター「いっずん」以外のキャラクターの使用はお控えください。
- ・作品について、下記事項にあてはまると主催者が判断した場合、応募者に何らの通知も行わず応募の取消をできるものとしします。
 1. 第三者の著作権、その他権利を侵害しているもの、または侵害するおそれのあるもの
 2. 第三者を誹謗中傷しているもの、またはそのプライバシーを侵害しているもの、またはそのおそれのあるもの
 3. 公序良俗に違反しているもの、またはそのおそれのあるもの
 4. 法令等に違反しているもの、またはそのおそれのあるもの
 5. 本企画の運営を妨げるもの、またはそのおそれのあるもの
 6. その他、本企画の主催者が不適切と判断したもの

【お問い合わせ先】

泉区制 40 周年記念事業実行委員会 広報啓発部会（事務局 区政推進課）
 住 所：〒245-0024 泉区和泉中央北 5-1-1
 メール：iz-kohobukai@city.yokohama.lg.jp
 電 話：045-800-2337